

平成28年12月20日

官庁営繕部計画課

公共建築工事における一般管理費等率を改定

～適正な費用を工事費に反映～

国土交通省では、公共建築工事の一般管理費等率を見直し、公共建築工事積算基準の改定を行いました。

本改定は、平成29年1月以降入札公告する営繕工事から適用します。

- 今般、平成26年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律の基本理念にのっとり発注者の責務を果たすため、建設企業を対象とした財務実態調査の結果等を踏まえ、一般管理費等率及び下請企業の経費率を見直し、公共建築工事積算基準の改定を行いました。
- 今回の改定は、平成29年1月1日以降に入札公告を行う営繕工事[※]から適用してまいります。

※国土交通省官庁営繕部、各地方整備局営繕部・営繕事務所、北海道開発局営繕部及び沖縄総合事務局開発建設部が発注を担当する営繕工事

【工事費積算基準のHPアドレス】

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html#2-6

<問い合わせ先> (代表 03-5253-8111)

官庁営繕部 計画課 営繕積算企画調整室

営繕積算高度化対策官 田中 (内線 23-243)

積算基準係長 鈴木 (内線 23-246)

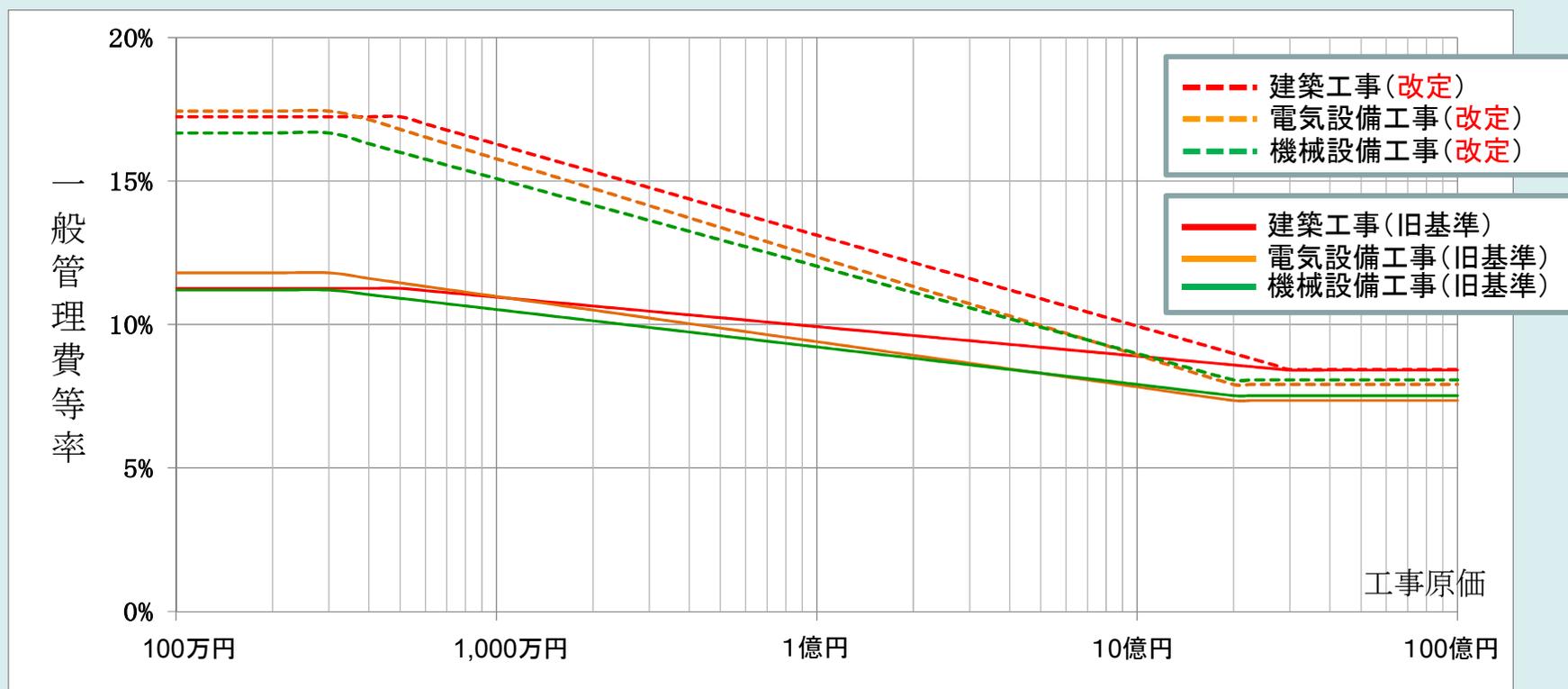
直通：03-5253-8236、FAX：03-5253-1542

公共建築工事積算基準の改定(一般管理費等率の改定など)

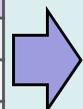
概要

建設企業の財務実態調査結果等に基づき、一般管理費等率を改定、併せて、下請企業の経費率も改定

改定内容(一般管理費等率)



工事原価	旧基準		
	500万円以下 ^(注)	500万円を超え30億円以下 ^(注)	30億円を超える ^(注)
建築	11.26%	15.065 - 1.028 × log(Cp)	8.41%
電気	11.80%	17.286 - 1.577 × log(Cp)	7.35%
機械	11.20%	15.741 - 1.305 × log(Cp)	7.52%



工事原価	改定		
	500万円以下 ^(注)	500万円を超え30億円以下 ^(注)	30億円を超える ^(注)
建築	17.24%	28.978 - 3.173 × log(Cp)	8.43%
電気	17.49%	29.102 - 3.340 × log(Cp)	8.06%
機械	16.68%	27.283 - 3.049 × log(Cp)	8.07%

(注) 電気及び機械設備工事における区分は「300万円以下」「300万円を超え20億円以下」「20億円を超える」

Cp : 工事原価(千円)